

平成29年12月26日

住宅局 住宅総合整備課

全市区町村の約3割で、空家等対策計画を策定

(国土交通省・総務省調査)

～空き家対策に取り組む市区町村の状況について～

空家等対策の推進に関する特別措置法(空家法)に基づく空家等対策計画は、法施行後2年半で全市区町村の約3割(25.7%)となる447団体が策定し、今年度末には全市区町村の5割を超える見込です。

【調査概要】

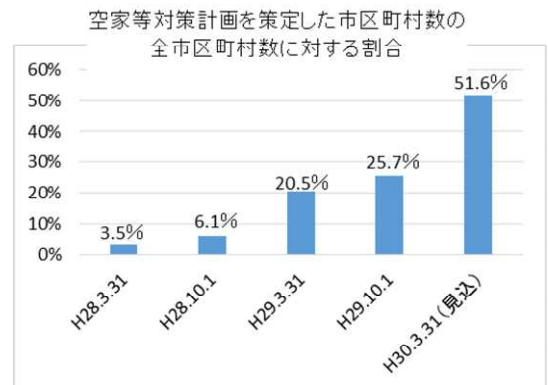
国土交通省と総務省は、空家法の施行状況等について、地方公共団体を対象に年2回アンケート調査を行っています。今回公表する結果は、平成29年10月1日時点の状況です。(別紙参照)

【調査結果のポイント】

1. 空家法第6条に基づく空家等対策計画の策定状況

平成29年10月1日現在、全市区町村の約3割(25.7%)で策定されており、平成29年度末には5割を超える見込です。(別紙 p.2)

都道府県別にみると、高知県、富山県、広島県の順に策定済市区町村の割合が高くなっています。(別紙 p.3)また、平成29年度末には、愛媛県、高知県、富山県で同割合が9割を超える見込です。(別紙 p.4)



■ H29.10.1 時点策定済み

	市区町村数	策定済み市区町村数	策定済み市区町村数の割合
1 高知県	34	28	82.4%
2 富山県	15	10	66.7%
3 広島県	23	15	65.2%

■ H30.3.31 時点策定見込み数

	市区町村数	H29末時点策定見込み市区町村数	H29末時点策定見込み市区町村数の割合
1 愛媛県	20	19	95.0%
2 高知県	34	32	94.1%
3 富山県	15	14	93.3%

2. 空家法第14条に基づく特定空家等に対する措置実績

周辺の生活環境等に悪影響を及ぼす「特定空家等」について、平成29年10月1日までに市区町村長が助言・指導 8,555件を行ったもののうち、指導中の案件もありますが、勧告に至ったものは417件、命令に至ったものは36件、代執行を行ったものは13件でした。また、略式代執行を行ったものは47件でした。(別紙 p.2)

【別紙の調査結果は過年度分とともに以下のURLにてご覧になれます】

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000035.html

※ページ下部「参考」内、「■空家等対策の推進に関する特別措置法の施行状況等について」

問い合わせ先

国土交通省住宅局住宅総合整備課住環境整備室 藤井、五島

電話: 03-5253-8111(内線: 39-354, 39-356)、03-5253-8508(直通) FAX: 03-5253-1628